

LUM 音楽グレード検定協会 会員規程

第一章 総則

第1条(目的)

この会員規程(以下「本規程」といいます)は、LUM 音楽グレード検定協会(以下「当協会」といいます)の会員(以下「会員」といいます)に関し、必要事項を定め、また会員の心得・並びに当協会の安定的な運営の確保を目的とします。

第二章 会員の種別

第2条(会員の種別)

当協会の会員は、次の会員種別となります。

一、正会員。

第3条(会員の条件)

1、正会員は、当協会の目的に賛同し、相当の実績・経験を有する22歳以上となる個人とします。

2、正会員は、次の各項の権利を有することとします。

一、LUM 音楽グレード検定協会の正会員標識を明示する権利。

二、正会員歴1年以上の実績を持つ者が、音楽あるいはピアノ指導者を正会員に推薦する権利。

三、当協会会員における演奏研究委員として、当協会が主催する研究発表会及び研究演奏会の出場候補となる権利。

四、正会員が行う研究発表または催物等については、優先的に当協会ウェブニュース記事の候補となること。

3、正会員は、当協会の目的に賛同した者として自らを律し、高潔なる人格をめざし常に向上心を持ち続けることとします。

4、正会員は、本条に掲げる義務の証として、少なくとも次の各項のうちの一項目に該当しなければならないこととします。

一、年間1人以上の生徒を当協会が主催する検定に参加させること。

一、年間1回以上の公開演奏会に出演すること。

一、当法人の目的を達成するにふさわしい音楽教育活動を行うこと。

一、当法人の目的を達成するためにふさわしい援助を行うこと。

第三章 入会

第4条(入会申込及び基準)

- 1、会員になろうとする者は、当協会が定める入会申込手続きを行い、所定の年会費等を(以下「会費等」といいます)を所定の方法により支払うものとします。また、当協会で開催する催事やレッスン等に関するチケット料金や受講費、参加費等は、会費とは別に徴収するものとします。

第四章 会員証の貸与と取り扱い

第5条(会員証)

- 1、当協会は、会員に、氏名、会員番号、有効期限、裏面に印字した会員証を貸与します。会員証は会員証裏面に印字された本人以外の使用を認めません。また、会員は注意をもって会員証を管理し使用しなければなりません。また、会員証の所有権は当協会に属し、会員が他人に会員証を貸与・譲渡等会員証の占有を第三者に移転させることは一切できません。
- 2、会員証は原則として再発行しません。但し、紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には、当協会に届出をし、当協会が適当と認めた場合に限り再発行します。
- 3、会員証の有効期限は、会員資格の期限とします。但し、会員が退会その他会員資格を喪失したとき或いは当協会が適当と認めたときは、この限りではありません。
- 4、会員が会費を支払い、当協会が引き続き会員として認める場合には、新しい会員証を発行します。この場合、会員は有効期限経過後の会員証を直ちに返却または切断し破棄することとします。

第五章 会員の特典

第6条(会員特典)

会員は、次の会員特典を受けることができます。

- 一、LUM 音楽グレード検定協会主催の公開レッスン聴講料金割引
- 二、LUM 音楽グレード検定協会主催のコンサートなどのチケット料金割引
- 三、会員を対象とした特別セミナーの実施
- 四、ウィーンゆかりのグッズのプレゼント など

第六章 会費

第7条(入会金と年会費)

- 1、当協会の入会金は次の通りです。
 - 一、正会員 3,000 円
- 2、当協会の年会費は次の通りです。
 - 一、正会員 年額 6,000 円
- 3、既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還致しません。

第8条(会費納入)

会員は、入会月から12ヶ月後の月末までに、翌1年分の会費を支払うこととします。会費の支払いに関する会期は、入会月より12ヶ月後の月末迄とします。支払いは、当協会が規定する方法で支払うものとします。なお、支払われた会費は理由の如何を問わず返還致しません。

第七章 会費の滞納

第9条(滞納、資格喪失)

会員が会期末までに翌会期の会費を支払わない場合は滞納とみなします。また、会員が会費を滞納し、会費納入の催告を受けたにもかかわらず、催告を受けた日から1ヵ月以内に会費を支払わない場合、会員資格を喪失するものとします

第八章 会員資格の喪失

第10条(資格喪失)

会員は、次の事由によって会員資格を喪失するものとします。

- 一、第9条の場合。
- 二、退会したとき。
- 三、死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- 四、除名されたとき。

第九章 除名

第 11 条(除名の条件)

会員が次のいずれかに該当した場合、または当協会から会員として不適格と認められた場合は、当協会は通知・催告などをすることなく会員の資格を取り消し、除名することができます。

- 一、虚偽の申告をした場合。
- 二、本規約の何れかに違反した場合。
- 三、会員としての義務に違反した場合。
- 四、会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
- 五、当協会の名誉を傷つけたり、当協会の目的に違反する行為があった場合。

第十章 退会

第 12 条(退会届)

- 1、会員が退会をする場合は、当協会が発行した会員証を添えて、会期末2ヵ月前迄にメールまたは電話により希望退会日を指定し届け出なければなりません。
- 2、会員が会員資格を喪失あるいは当協会が会員資格を取り消した場合を除き、届出がない限り引き続き会員とみなします。
- 3、届出において会員が希望退会日を正しく指定しないときは、会期中であっても、当協会が届を受理した時点で退会となり会員資格を喪失することとします。

第十一章 休会

第 13 条(休会届)

- 1、会員が海外で研修或いは留学しようとするとき及び疾病等により会員として活動ができないときは、1年間に限り休会をすることができます。
- 2、会員が休会をする場合は、当協会が発行した会員証を添えてメールまたは電話により届け出なければなりません。
- 3、会員は休会中の会費を支払う必要はありません。但し、会期の途中で休会した場合、その会期分の会費の一部を復会の際に充当することはないこととします。
- 4、休会中の会員が復会をする場合は、復会の月から12か月後の月末がその会期末となります。なお、休会が1年を越え復会の申し出がない場合は、その会員は退会したものとします。

第十二章 届出事項の変更

第 14 条(登録情報の変更)

- 1、会員が当協会に届け出た氏名、住所、連絡先、メールアドレス等に変更が生じた場合は、遅滞なくメールにより当協会へ届け出るものとします。
- 2、本条の届け出がないために当協会からの通知または送付書類その他のものが延着し或いは到着しなかった場合も、会員には到着したものとみなし、当協会はその責を負わないものとします。

第十三章 規約の変更、承認

第 15 条(新規約の承認)

本規約の変更について会員は、当協会から変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後に会員証を利用したとき、会員新規約を承認したものとします。

附則 2020年1月1日 制定・施行